

**(仮称) 蒲郡市児童発達支援センターのあり方
(基本方針)**

平成29年5月

蒲 郡 市

目 次

1 策定にあたって	1
2 蒲郡市の発達支援児等の現状について	2
(1) 子どもの現状	2
ア 人口の推移	2
イ 年齢区分別児童数の推移	2
ウ 発達支援児等の現状	2
(2) 発達支援児等に対する支援に関する取組み	8
ア 保健センターにおける取組み	8
イ 適切に就園するための取組み	9
ウ 児童通所支援事業における取組み	10
(3) 成長段階に応じた支援の取組み（フローチャート）	12
(4) 蒲郡市における現状・課題	13
3 (仮称) 蒲郡市児童発達支援センターについて	14
(1) 基本理念	14
(2) 基本方針	14
(3) 事業内容	16
ア 相談支援事業	16
イ 児童発達支援事業	17
ウ 保育所等訪問支援事業	18
エ 啓発・研修事業	19

1 策定にあたって

平成24年4月1日施行の児童福祉法の一部改正により、障がい児を対象とした施設・事業については、児童福祉法に根拠規定が一本化されました。これに伴い、障がいを持つ子どもが身近な地域で支援を受けられるよう、種別等に分かれていた障がい児施設（通所・入所）について一元化する一方、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援を創設するなど、発達支援の必要な児童及び障がい児（以下「発達支援児等」という。）の支援の強化が図られています。

蒲郡市では、障害者総合支援法に基づく「蒲郡市障害福祉計画」により、発達支援児等が地域で自立した生活を営むことができるよう、関係機関や事業所、当事者団体の連携によって、障害福祉サービスの充実を図ってきました。そして、第4期（平成27年度～平成29年度）計画においては、成果目標として、児童発達支援等の提供体制の確保を新規設定し、具体的には、発達支援に関する中核的機能を有する施設として、児童発達支援センター（市内1か所）を平成31年度までに整備することとしています。

また、「蒲郡市子ども・子育て支援事業計画」（平成27年度～平成31年度）においては、子育て家庭が必要とする子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で相談・支援が受けられる「利用者支援事業」の提供先として、児童発達支援センターでの実施を想定し、発達に気がかりさのある子どもや家庭に対する支援の充実を目指しています。

このように、児童発達支援センターは、発達支援児等に対する地域の中核的な支援施設として、児童発達支援を行うだけでなく、地域に住む発達に気がかりさのある子どもやその家族への相談・支援、子どもたちが通う保育所等施設への助言・援助などの地域支援をあわせて行うことが求められています。

本基本方針は、蒲郡市の発達支援児等の現状や課題を整理し、（仮称）蒲郡市児童発達支援センターの機能を明らかにすることで児童発達支援についての基本的な考え方を整理するものです。

2 蒲郡市の発達支援児等の現状について

(1) 子どもの現状

ア 人口の推移（住民基本台帳に基づく）

本市の人口は、平成28年4月1日現在81,078人（うち外国人2,355人含む）、児童数（0～18歳）は、13,270人となっており、年々減少傾向にあります。

出生数は、平成28年4月1日現在563人となっており、平成24年と比べると45人減少し、やはり減少傾向となっています。

図表1【人口・児童数・出生数】（各年4月1日現在）

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
人口（人）	82,637	82,188	81,693	81,547	81,078
児童数（人）	14,501	13,829	13,644	13,501	13,270
出生数（人）	608	560	570	562	563

イ 年齢区分別児童数の推移

年齢区分別に見ると、年少人口（0～14歳）は10,095人で全体の12.5%となり、国や県を下回る水準となっています。就学前の児童である乳幼児（0～5歳）が3,708人、小学生（6～11歳）が4,204人はそれぞれ減少する一方、外国人の割合が高くなっているのが特徴です。

図表2【年少人口】（各年4月1日現在）

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
年少人口（人）	10,763	10,618	10,434	10,270	10,095
0～5歳児（人）	4,014	3,929	3,880	3,768	3,708
6～11歳児（人）	4,361	4,307	4,239	4,273	4,204
12～14歳児（人）	2,388	2,382	2,315	2,229	2,183

ウ 発達支援児等の現状

児童発達支援センターの整備を検討するにあたり、発達支援児等の数は基本的な検討材料の一つと考えます。その把握については、以下の5つの視点が指標となると考えます。

(ア) 乳幼児健診の結果から見た発達支援児等の数

乳幼児健診では、保健センター又は医療機関において、成長段階に応じた発育・発達の確認を行っています。生後1か月児健診では、体重、母乳・ミルクの飲み具合など、4か月児健診では、首のすわりなどの運動発達、6から10か月児健診では、お座りや喃語、1歳8か月児健診では、言語・理解、対人面や多動性、3歳児健診では、社会性などを追加し、成長段階で必要とされる発育・発達について確認しています。また、育てにくい子どもに対する親の育児不安や関わり方の相談にのっています。

平成28年度1歳8か月児健診の結果、受診者の35.3%、3歳児健診の結果、受診者の26.7%の子どもにことばの遅れや多動など発達の気がかりさがあり支援が必要と考えられます。

図表3【1歳8か月児健診受診結果】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
対象者数(人)	634	645	594	603	571
受診者数(人)	610	634	585	574	563
受診率(%)	96.2	98.3	98.5	95.2	98.6
発達支援児等の数(人)*	184	212	197	178	199
割合(%)	30.2	33.4	33.7	31.0	35.3

*発達で保健機関継続支援、他機関連携支援の数

図表4【3歳児健診受診結果】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
対象者数(人)	702	625	641	654	615
受診者数(人)	698	597	636	649	602
受診率(%)	99.4	95.5	99.2	99.2	97.9
発達支援児等の数(人)*	207	163	178	146	161
割合(%)	29.7	27.3	28.0	22.5	26.7

*発達で保健機関継続支援、他機関連携支援の数

(イ) 保育園入園申込児童数と仮入園実施児童数、発達支援児等の数

本市には、公立保育園 16 園、私立保育園 2 園の計 18 園と私立幼稚園 3 園が設置されています。

公立保育園の 4 月入園申込については、例年、入園希望年度の前年度 10 月頃から開始し、仮入園については 11 月頃に実施、その後入園の可否や加配対応の要否について検討します。

平成 24 年度から平成 28 年度における保育園入園申込児童数と仮入園実施児童数、発達支援児等の数 (=加配対応児童数) の推移は以下のとおりとなっており、平成 26 年度以降、仮入園実施児童の割合はそれぞれ概ね 10% を超え、加配対応児童数は 80 人前後と増加しています。また、発達に気がかりさのある、仮入園実施児童のうち、毎年 60% 前後の児童が療育機関への通所経験がなく、3 歳児では、85% を超える年も見られます。

図表 5 【保育園入園・仮入園及び加配対応状況 (平成 24 年度～平成 25 年度)】

入園希望年度	平成 24 年度				平成 25 年度			
	5	4	3	計	5	4	3	計
新年度年齢 (歳)								
申し込み (人) A	429	406	381	1,216	426	421	400	1,247
実入園 (人)	426	405	355	1,186	423	419	373	1,215
仮入園実施 (人) B	25	38	33	96	38	47	31	116
割合 (%) B÷A	5.8	9.4	8.7	7.9	8.9	11.2	7.8	9.3
加配対応児童数 (人)	17	35	11	63	22	36	6	64
他支援機関へ (人)	0	0	16	16	0	0	11	11

図表 5 【保育園入園・仮入園及び加配対応状況 (平成 26 年度～平成 28 年度)】

入園希望年度	平成 26 年度				平成 27 年度				平成 28 年度			
	5	4	3	計	5	4	3	計	5	4	3	計
新年度年齢 (歳)												
申し込み (人) A	432	429	373	1,234	442	400	378	1,220	412	407	375	1,194
実入園 (人)	430	428	344	1,202	440	397	365	1,202	413	404	352	1,169
仮入園実施 (人) B	44	47	32	123	47	52	29	128	40	48	37	125
割合 (%) B÷A	10.2	11	8.6	10.0	10.6	13	7.7	10.5	9.7	11.8	9.9	10.5
加配対応児童数 (人)	32	41	9	82	32	34	9	75	27	24	27	78
他支援機関へ (人)	0	0	15	15	0	0	4	4	0	2	2	4

図表6【仮入園実施児童における療育通所状況（平成24年度～平成25年度）】

入園希望年度	平成24年度				平成25年度			
	5	4	3	計	5	4	3	計
仮入園実施（人）A	25	38	33	96	38	47	31	116
通所経験無（人）B	16	18	28	62	21	29	17	67
割合（%）B÷A	64.0	47.4	84.8	64.6	55.3	61.7	54.8	57.8

図表6【仮入園実施児童における療育通所状況（平成26年度～平成28年度）】

入園希望年度	平成26年度				平成27年度				平成28年度			
	5	4	3	計	5	4	3	計	5	4	3	計
仮入園実施（人）A	44	47	32	123	47	52	29	128	40	48	37	125
通所経験無（人）B	27	23	28	78	24	27	26	77	20	29	28	77
割合（%）B÷A	61.4	48.9	87.5	63.4	51.1	51.9	89.7	60.2	50.0	60.4	75.7	61.6

(ウ) 手帳を所持する児童数及び自立支援医療（精神通院）を受給する児童数

平成28年4月1日現在、身体障害者手帳所持者が3,014人、療育手帳所持者が590人、精神障害者保健福祉手帳所持者は572人となっており、総人口の約5%が手帳所持者という状況です。そのうち児童（0～18歳）の所持者は3手帳合計で215名、手帳所持者のうち約5%を占めています。

また、平成28年4月1日現在の自立支援医療（精神通院）受給者は899人、そのうち児童（0～18歳）の受給者は20名です。（医療費負担の軽減を目的とする、0～15歳の義務教育終了時までの入院及び通院にかかる医療費について助成する「子ども医療費助成制度」により、精神通院を必要とする児童であっても自立支援医療（精神通院）を受給していないことが想定されます。）

図表7【障害者手帳所持者・自立支援医療（精神通院）受給者数】（各年4月1日現在）

		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
身体障害者 手帳所持者 (人)	総数	3,015	3,038	3,032	3,050	3,014
	未就学児数（再掲）	7	11	15	15	14
	就学児数（再掲）	37	40	38	39	36
療育手帳 所持者 (人)	総数	544	549	558	568	590
	未就学児数（再掲）	14	9	13	17	17
	就学児数（再掲）	118	114	117	124	129
精神障害者 保健福祉手帳 所持者(人)	総数	452	478	495	552	572
	未就学児数（再掲）	0	1	1	1	1
	就学児数（再掲）	14	15	14	21	18
自立支援医療 (精神通院) 受給者数(人)	総数	771	808	838	884	899
	未就学児数（再掲）	0	0	0	0	0
	就学児数（再掲）	36	28	23	19	20

(※未就学児0～5歳、就学児6～18歳)

(エ) 児童発達支援・放課後等デイサービス利用児童数

平成28年度実績では、児童発達支援事業所実利用児童数は99人、月平均実利用児童数は71人です。放課後等デイサービス事業所実利用児童数は69人、月平均実利用児童数は59人です。平成24年度から平成28年度は以下のとおりで、平成26年度以降の過去3年間は、ほぼ横ばいで推移しています。

図表 8 【児童通所サービス利用状況】

		平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度	平成 2 7 年度	平成 2 8 年度
児童発達支援事業	事業所数	3	3	3	3	3
	実利用者数(人)／年	87	100	98	103	99
	月平均実利用者数(人)	45	68	76	75	71
放課後等デイサービス	事業所数	3	3	4	5	5
	実利用者数(人)／年	48	59	67	68	69
	月平均実利用者数(人)	48	47	59	60	59

(オ) 小中学校における特別支援学級在籍児童数

平成 2 8 年 4 月 1 日現在、小学校における特別支援学級在籍児童数は 1 5 7 人となっており、平成 2 4 年度と比べると 6 4 人増加しています。中学校においても、平成 2 8 年度では 5 3 人となっており、平成 2 4 年度から 1 8 人増加し、生徒数が減少する一方で、特別支援学級の在籍児童は、年々増加傾向にあります。

また、小学校入学前には、保育園や療育機関等と連携し、加配対応児童や療育機関に通所する児童の保護者を対象とした教育相談を行うなど、児童が安心して学校生活を送れるよう取り組む中、特別支援学級での学習が適当であると判定される児童についても増加傾向にあります。

図表 9 【小・中学校特別支援学級在籍児童数】

	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度	平成 2 7 年度	平成 2 8 年度
小学校(人)	93 (27)	104 (28)	121 (29)	141 (35)	157 (40)
中学校(人)	35 (12)	35 (12)	41 (13)	54 (14)	53 (15)
合計(人)	128 (39)	139 (40)	162 (42)	195 (49)	210 (55)
全児童・生徒数(人)	6,659	6,592	6,481	6,408	6,305
割合(%)	1.9	2.1	2.5	3.0	3.3

(※かっこ内数字は特別支援学級数)

(2) 発達支援児等に対する支援に関する取組み

ア 保健センターにおける取組み

保健センターでは、発達の支援が必要な親子に対して保健師が地区ごとに担当し、個別に相談に応じています。集団の場を通じての支援が必要な親子に対しては、1歳8か月児健診事後教室「なかよし広場」を紹介しています。心理個別相談では、具体的に子どもとどう関わればよいかについて助言し、相談に応じています。また、平成28年度から保育園在園の親子を対象に、各保育園に出向いて発達の相談に応じる「すこやか相談」を実施しています。

なかよし広場は、集団活動を通して子どもの発達を促すとともに、保護者が子どもへの関わり方を学ぶ教室として発達の支援が必要な入園前の親子を対象に月2回実施しています。平成28年度は60組（1回平均14.1組）が利用しています。教室の参加期間は6か月以内とし、子どもの発達や保護者の関わり方の変化等を確認して、教室卒業後の方針を決定します。平成28年度は参加が必要な親子が多く、1～2か月程度の待機が必要な状況です。

図表10【なかよし広場利用者数】

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
実施回数（回）		20	21	22	22	23
実参加組数（組）		58	63	66	52	60
延べ参加組数（組）		354	406	377	349	324
1回平均参加組数（組）		17.7	19.3	17.1	15.9	14.1
卒業後の方針	担当保健師フォロー	19	12	6	12	14
	がまごおり・ふれあいの場	21	17	11	16	17
	ひこうきぐみ	9	13	24	17	16
	いるかぐみ					
	児童館等地域の場	0	0	6	1	0

心理個別相談は、心理相談員が発達検査等を実施して子どもの発達を確認し、発達に応じた関わり方を保護者が知ることで、安心して育児ができるよう実施しています。相談後は、発達検査の結果をふまえて、親子にあった支援の場を紹介します。平成28年度は57人の心理個別相談を行いました。

図表 1 1 【心理個別相談件数及びその方針の状況】（1人につき複数の方針あり）

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
相談実人員（人）		70	65	52	53	57
方針 （人）	医療機関受診	23	24	23	18	15
	園・学校へ連絡	15	20	14	15	13
	なかよし広場	12	9	7	7	10
	がまごおり・ ふれあいの場	9	8	3	6	7
	ひこうきぐみ いるかぐみ	7	8	3	5	6
	担当保健師 フォロー	13	7	10	10	17
	心理個別相談継続	9	3	2	2	4
	その他	4	2	3	0	0

すこやか相談は、発達に心配があり集団生活が困難な保育園在園の親子を対象に心理相談員と保健師が保育園を訪問し個別相談を行います。慣れた保育園で実施することで親子も安心して相談ができ、保育士が同席することで子どもの発達に応じた関わりを保護者と園が一貫して実施することができます。平成28年度は8園訪問し、10人の相談を行いました。

図表 1 2 【すこやか相談件数及びその方針の状況】（平成28年度）

	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
相談者数（人）	1	7	1	1
加配有無	あり 2人／なし 8人（うち1人は観察児）			
相談結果	医療機関受診6人、担当保健師フォロー3人、その他1人			

（担当フォローには医療が必要だが、親が心配しておらず紹介していない人も含まれる）

イ 適切に就園するための取組み

発達に気がかりさのある子どもが入園前に小さな集団で保育園生活を体験し、

適切に就園できるよう、塩津保育園（ひこうきぐみ）と三谷西保育園（いるかぐみ）の2園において就園前要発達支援児教室を実施しています。平成28年度は41人が利用しています。

図表13【就園前要発達支援児教室利用者数】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
ひこうきぐみ	28	17	22	18	23
いるかぐみ	未開設	16	17	19	18
合計（人）	28	33	39	37	41

ウ 児童通所支援事業における取組み

障がい児支援の強化を図ることを目的として平成24年4月に児童福祉法が改正され、障害者自立支援法に基づく児童デイサービスが児童福祉法に基づく障害児通所支援事業（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）として再編されました。この法改正に基づき、本市においても相談支援事業所等が作成するサービス利用計画をもとに、支給決定を行っています。

平成28年度実績は、児童発達支援事業の実利用者数は99人、放課後等デイサービス事業の実利用者数は69人です。（7ページ図表8参照）

平成29年4月1日現在、市内では児童発達支援事業所3か所、放課後等デイサービス事業所6か所が運営しています。医療型児童発達支援事業を実施する事業所はないため、近隣市にある事業所に通所しています。保育所等訪問支援事業については、市内に実施事業所がなく利用はありません。

（ア）児童発達支援事業の現状

平成29年4月1日現在の市内事業所の定員数は以下の表のとおりとなり、児童発達支援事業所は全3か所、合計35人定員であるため、市内事業所の利用児童全てが蒲郡市の児童と仮定しても、月平均実利用児童71人に対し、約50%の児童が市外の事業所を利用しているということになります。

図表14【児童発達支援事業所と定員】（平成29年4月1日現在）

事業所名	定員（人）
がまごおり・ふれあいの場	15
がまごおり・こどもデイサービス	10
ハービー&マックローリン・陽だまり蒲郡センター	10

(イ) 放課後等デイサービスの現状

放課後等デイサービス事業所は、全国的に見ても量的な拡大が進む一方で、適切な発達支援が行われない事例が見受けられ、支援の質の向上が求められています。

本市では、平成29年4月に新事業所1か所が開設され、市内事業所及び定員は以下のとおりとなっております。平成28年度実績の月平均実利用児童59人に対し、放課後等デイサービス事業所全6か所の合計定員は60人となり、数値上は充足していますが、引続き、量的拡充及び質の向上が求められます。

図表15【放課後等デイサービス事業所と定員】(平成29年4月1日現在)

事業所名	定員(人)
がまごおり・こどもデイサービス	5(休止中)
こどもデイサービス・ぽると	10
ハービー&マックローリン・陽だまり蒲郡センター	10
キッズサポートセンター千兵衛	10
ほっぷ蒲郡	10
児童デイサービス・とらいはあと	10
チャイルドハート東海あさひ	10

(ウ) 本市における相談支援事業所(児童対応)の現状

平成29年4月1日現在の市内事業所は全6か所です。障害児通所支援事業サービスの利用を希望する児童が必要な支援サービスを適切に利用できるよう、相談支援事業所の担う役割はますます重要になっています。

図表16【相談支援事業所】(平成29年4月1日現在)

がまごおり・こども発達相談室 ふれあい
蒲郡市社会福祉協議会指定相談支援事業所
障害者サポートセンターすてっぷ
相談支援 楽翔
障がい者相談支援センター にじ
相談支援事業所つばさ

(3) 成長段階に応じた支援の取組み（フローチャート） ※平成 28 年度数値

年齢	(出生数 563) 3,708 人	/	4,204 人	/	2,183 人	/	3,175 人	
	0 歳		6 歳		12 歳		15 歳	18 歳
保健センター	乳幼児健診	1 歳 8 か月児健診 563 人 / 発達支援児等の数 199 人 (35.3%)						
	健診事後教室	3 歳児健診 602 人 / 発達支援児等の数 161 人 (26.7%)						
	心理個別相談	なかよし広場 実参加組数 60 組						
保育園・幼稚園	就園前要発達支援児教室	相談者 57 人						
	保育園	ひこうき組 23 人 いるかぐみ 18 人 利用者計 41 人						
	幼稚園	3~5 歳児 1,169 人 仮入園 125 人 (10.5%) 加配 78 人						
学校	市内認可幼稚園 3 園 570 人 (満 3~5 歳児)							
	小学校 ・ 中学校							
福祉	6,305 人 特別支援学級在籍児 210 人 (小学校 157 人中学校 53 人)							
	障害者手帳 ・ 自立支援医療							
サービス事業所	身体 3,014 人 (未就学 14 人/就学 36 人) 療育 590 人 (未就学 17 人/就学 129 人)							
	精神 572 人 (未就学 1 人就学 18 人) 自立支援医療 899 人 (未就学 0 人/就学 20 人)							
	児童発達支援	放課後等デイサービス						
	実利用者 99 人/年			実利用者 69 人/年				
相談支援								

(4) 蒲都市における現状・課題

【現状】

- ① 発達障がいの子どもへの対応や発達支援を必要とする子どもが増加しています。
- ② 発達支援施設が不足し、受入れ体制が不十分で、通所できない待機児童がいます。
- ③ 発達障がいに関わる専門的知識、支援技術をもった人材・支援体制が必要とされています。
- ④ 保護者の負担が増加し、発達支援児等の家族を含めた支援ニーズが増加しています。
- ⑤ 障がいの重度、重複化、多様化が進んでいます。
- ⑥ 障がいとしての認識が少なく、発見、適切な対応が遅れがちです。

【課題】

- ① 障がいを早期発見し、適切な療育を受けられる地域の中核的な発達支援施設が必要です。
- ② 地域で発達支援児等や発達に気がりさのある子どもと関わっている保育士、教員等が助言・援助を受けられる体制が必要です。
- ③ 保護者の育児負担を解消するために、発達に気がりさのある子どもの支援について相談を受けられる体制が必要です。
- ④ 就学中の発達支援児等や発達に気がりさのある子どもに対し、放課後や夏休み等の長期休業中の居場所づくりが必要です。
- ⑤ 発達支援児等や発達に気がりさのある子どもに関わる機関が連携し、地域で子どもを支える体制が必要です。
- ⑥ 子どもの成長に応じた切れ目のない発達支援が必要です。

3 (仮称) 蒲郡市児童発達支援センターについて

(1) 基本理念

蒲郡市児童発達支援センターは、チャイルドファースト社会の実現のために、子どもたちがいきいきと地域で暮らせる未来をつくります。

児童発達支援センターは、子どもの最善の利益を考慮しながら、障がい児である前に一人の子どもとして、ライフステージに沿って身近な地域でいきいきと暮らしていけるように、また、将来に向けて自立した日常生活や社会生活を送れるよう継続的に支援します。子どもの健やかな成長と発達が保護者や地域住民の喜びと生きがいになるよう、共に支え合い、助け合うインクルーシブ(包括的)な地域社会の実現を目指します。

(2) 基本方針

ア 誰もが気軽に相談できる利用しやすい施設

現在、障がいのはっきりしていない場合が多く、障がい認定がないからといって、支援が不要ということではありません。地域で子育て支援する施設のひとつとして、誰もが気軽に相談ができる相談支援の仕組みを整える必要があります。

発達支援児等や発達に気かりさのある子どもとの関わり方や就園・就学等の相談に身近に対応し、医療や福祉サービス等を利用するためのコーディネーターをすることができる人材(子育てコンシェルジュ・相談支援専門員)を配置し、相談から早期発見、早期支援につなげます。

イ 連携の核となる施設

発達支援が必要な子ども・家庭に限らず、地域でそれぞれの立場にたって支援を行う保育士、教員、保健師やサービス提供事業所職員等支援者の相談の場や職員同士の情報交換の場を提供する必要があります。

母子保健、教育・保育施設、医療機関や発達支援児等に係る専門機関との連携の核となり、子どもの成長に応じた途切れのない支援を行います。

ウ 一人ひとりに見合った支援のできる施設

発達支援が必要な子どもたち一人ひとりの個性が大切にされる中で、適切な

療育が実施される必要があります。

親子通所と単独通所が可能な施設で、言語訓練や発達検査等一人ひとりに応じた支援プログラムを提供できるよう、保育士に加え臨床心理士や言語聴覚士などの専門家が関わり、個別の利用計画による継続的な支援を行います。

エ 家族の不安や負担を軽減し、保護者にも支援のできる施設

発達支援が必要な子どもを抱えた家庭は、日々様々な悩みに直面することがあります。学校や保育園などには相談できないこともあり、どのようなことでも相談できる場が必要です。

保護者が抱える悩みを共有し、解決に向けて助言・指導できる相談窓口や保護者同士の交流の場を提供し、家族の不安や負担を軽減します。

オ 地域の人材を活かす施設

現在、保育園や学校等に発達支援児等や発達に気かりさのある子どもが在籍し、放課後等では、児童クラブや学習塾など、それぞれが地域で生活しています。子どもたちに関わるすべての支援者を取り込み、子どもたちが生活する様々な場面で適切な接し方が必要となっています。

保育士や教員、地域での支援者にアドバイスできる仕組みを築き、地域の人材育成に取り組みます。

カ 地域に開かれた施設

発達の凸凹を見過ごされて、成長するにつれて生きにくさを感じる場合があります。地域に開かれた施設として、保護者に妊娠中の早い段階から気軽に相談できる施設として認知してもらえることが必要です。

本人や保護者などが気づくきっかけになるよう、発達障がいに対する地域一人ひとりの理解が深まる啓発活動や各種支援サービスについての情報を発信します。

キ 蒲郡市の強みを活かした施設

本市では、発達支援が必要な子どもの増加に対応するため、学校においては、特別支援学級の増設や就学支援相談員を配置し、保育園においては、就園前発達支援児教室の実施、発達支援児保育の実施や加配保育士を配置するとともに、

就学へのスムーズな移行ができるよう学校と保育園等での連携体制が構築されています。

また、蒲郡市民病院では、小児心理発達外来が充実し、発達障がいと診断される子どもが増加する中、様々な個性を持ち、日常生活や学習面において困りごとを抱える子どもたちに対して、医師や看護師、言語聴覚士、作業療法士等が改善に向けた支援を行うとともに、地域の医療機関や教育・保育機関との連携を進めています。市民病院の機能と教育・保育機関との連携体制など現在地域で有する支援体制を効果的に活用します。

(3) 事業内容

ア 相談支援事業

育てにくさを感じ、子どもの成長に不安を感じる家庭に対し、気軽に相談する窓口を提供し、家庭の子育てへの負担を軽減します。また、必要に応じ、適切な支援が受けられる各機関や専門相談に繋ぎ、家庭に寄り添った継続的な支援を行います。

また、発達支援児等が児童通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に一人ひとりに見合った児童支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

◆提供方法

電話、来所、訪問、同行などにより実施

(ア) 相談支援（子育てコンシェルジュ・相談支援専門員）

a 基本相談

- 発達や生活全般に関する相談
- 入園・就学に関する相談
- 福祉サービスの利用や制度に関する相談、情報提供
- その他 子育てに対する支援・助言

b 計画相談

- 児童支援利用計画の作成、モニタリング、継続的な支援
- 民間の相談支援事業所間の調整、助言・指導

(イ) 専門相談（臨床心理士等）

- 一般相談や各機関からの紹介によって専門的な相談が必要な場合に心理や言語などの専門職が相談やアドバイスを実施する。
- 臨床心理士による発達相談・発達検査

イ 児童発達支援事業

個別の支援利用計画に基づき、日常生活における基本動作の獲得、人と関わる力や考える力の育成に向けて、集団療育と個別療育を行います。

親子通所では、親子での活動や遊びを通じ、我が子の発達の遅れや見過ごされがちな障がいを受けとめながら、家庭での接し方を学び、子どもの成長と一緒に実感します。

◆提供方法

単独通所（送迎）、親子通所により実施

※保育園・幼稚園との並行通所可

(ア) 集団療育

- 日常生活に必要な動作指導、集団生活への適応訓練
- 食事、排泄、衣服の着脱など基本的な生活習慣の付与
- 遊びや運動による多様な動作を繰り返し行い、おもしろさを感じ、心身の発達を助長する。
- ソーシャルスキルトレーニング
 - ◇ 小集団で丁寧できめ細やかな指導を実施します。
 - ◇ 共通の目的をもった活動を集団で行い、子どもの興味や楽しさを引出します。
 - ◇ 友だち付き合いの仕方や集団生活でのルールを身につけます。
 - ◇ 社会性を身につけ、集団の中でともに生活することを円滑にします。
- 個別療育で育んだ力を実践する。

(イ) 個別療育

- 身体機能訓練
日常生活を営むのに困難がある子どもに対して、身体機能の向上のため

に必要な訓練（作業療法・理学療法等）を行います。遊びながら楽しく身体を動かすことで運動機能の発達が促されます。

○ 言語訓練

人への興味の薄さからコミュニケーションの手段としての言葉の獲得に遅れがある子どもや言葉がつかえてしまい、なかなか出てこない、言われたことが理解できないなど言語に困難がある子どもに対して、言葉の単語数を増やす訓練や読み書きや文章学習を進める訓練を行います。言語に関する専門的な訓練を通して、子どもたちがコミュニケーション能力を発揮できるようになります。

(ウ) 親子通所

○ペアレントトレーニング

親が障がいを理解し、子どもの問題行動への適切な対応を学ぶことで子どもの豊かな成長に繋がります。子育ての方法と一緒に勉強することで親に自信と育ちの喜びを持たせ、ストレスや深刻な悩みを解消します。

○ 親子の信頼関係の構築

親からの言葉かけや心のふれあいによって、愛情を感じ、安定した心を育みます。親との信頼関係を築き、言葉の発達やコミュニケーションがうまくとれるようになります。

○ 交流会

同じような子どもへの悩みを抱える親たちが誰にも相談できなかったことをお互いに相談し合い、リラックスしておしゃべりを楽しめる交流の場を設けます。地域の子育て情報を交換し、子育ての先輩たちから経験談やアドバイスを聞いたりすることで相互援助の仲間づくりとなります。

ウ 保育所等訪問支援事業

訪問支援員が保育所や学校等を定期的に訪問し、スタッフへの支援を行います。訪問先としては、保育所や幼稚園などの就学前の子どもが通う施設が想定され、小学校等への訪問では、就学前の支援方法を引き継ぐなど円滑な移行を図ります。

保育所等訪問支援が活用されることにより、発達支援児等を支援する関係機関が保育所や幼稚園、学校等の育ちの場での支援に協力できるような体制の構築につながり、包括的な地域社会が推進されます。

◆提供方法

保護者からの申込み

- 訪問先施設のスタッフに対する支援
- 子どもへの関わり方、支援方法などの指導・助言

エ 啓発・研修事業

啓発及び研修の実施により子どもたちの発達や発達障がいなどに対する理解を促進し、地域で子どもを支える体制の整備を図ります。

発達障がいに関する知識や情報を発信し、子どもの成長に不安を感じる家庭が「発達支援の必要性」に気づき、早期に適切な発達支援を受けることができます。保護者や支援者に対する研修では、子どもたちの行動の理解や関わり方などの知識を得ることで家庭や身近な地域での適切な療育が可能となります。

(ア) 啓発・情報発信

- リーフレットの作成
- ホームページでの啓発
- 講演会の開催

(イ) 研修・勉強会

- 保護者や各支援機関の職員を対象としたスキルアップ研修
- 個別のケース相談に応じた勉強会
- 様々な成長過程において適切な接し方を学ぶ機会を提供する。